

医療情報取得加算について

「医療情報取得加算」は、令和5年4月からの「オンライン資格確認等システムの導入」の原則義務化を踏まえ、すでに「オンライン資格」を導入している保険医療機関の外来において、患者さんの診療情報を活用した質の高い診療を実施する体制を評価するものです。

1. 医療情報取得の評価

- ◆初診時 医療情報取得加算・・・1点
- ◆再診時 医療情報取得加算・・・1点（3月に1回限り算定）

2. 医療情報取得の算定について

宮本クリニック、夙川宮本クリニックでは、オンライン資格確認を行う体制が整ったことから、令和5年1月より「医療情報加算」を算定しています。

3. マイナンバーカード保険証について

宮本クリニック、夙川宮本クリニックは、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。※参考：厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用について」